

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月29日
【計算期間】	第6期中 自 2021年6月30日 至 2021年12月29日
【ファンド名】	SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド (愛称：ベタイン)
【発行者名】	SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀井 正孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 肇
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2022年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,585,271,841	97.22
	小計	1,585,271,841	97.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	45,293,074	2.78
合計(純資産総額)		1,630,564,915	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2022年1月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2017年6月29日)	8,097,126,386	8,180,024,582	0.9768	0.9868
第2計算期間末 (2018年6月29日)	3,051,279,819	3,051,279,819	0.9547	0.9547
第3計算期間末 (2019年7月1日)	2,742,749,428	2,742,749,428	0.9931	0.9931
第4計算期間末 (2020年6月29日)	1,850,667,679	1,850,667,679	1.0417	1.0417
第5計算期間末 (2021年6月29日)	1,871,024,416	1,871,024,416	1.0522	1.0522
第6計算期間(中間期) (2021年12月29日)	1,659,965,353	1,659,965,353	1.0435	1.0435
2021年1月末日	1,863,404,563	-	1.0644	-
2月末日	1,892,814,214	-	1.0575	-
3月末日	1,868,322,243	-	1.0436	-
4月末日	1,876,979,452	-	1.0477	-
5月末日	1,867,677,105	-	1.0513	-
6月末日	1,873,082,233	-	1.0533	-
7月末日	1,888,628,391	-	1.0601	-
8月末日	1,861,477,641	-	1.0577	-
9月末日	1,842,301,740	-	1.0518	-
10月末日	1,728,376,674	-	1.0465	-
11月末日	1,713,881,630	-	1.0432	-
12月末日	1,660,079,257	-	1.0435	-
2022年1月末日	1,630,564,915	-	1.0271	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2016年6月30日～2017年6月29日	0.01
第2計算期間	2017年6月30日～2018年6月29日	0.00
第3計算期間	2018年6月30日～2019年7月1日	0.00
第4計算期間	2019年7月2日～2020年6月29日	0.00
第5計算期間	2020年6月30日～2021年6月29日	0.00

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	2016年6月30日～2017年6月29日	1.32
第2計算期間	2017年6月30日～2018年6月29日	2.26
第3計算期間	2018年6月30日～2019年7月1日	4.02
第4計算期間	2019年7月2日～2020年6月29日	4.89
第5計算期間	2020年6月30日～2021年6月29日	1.01
第6計算期間(中間期)	2021年6月30日～2021年12月29日	0.83

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末の基準価額10,000円として計算しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済み数量(口)
第1計算期間	2016年6月30日～ 2017年6月29日	14,228,862,843	5,939,043,225	8,289,819,618
第2計算期間	2017年6月30日～ 2018年6月29日	209,005,751	5,302,606,892	3,196,218,477
第3計算期間	2018年6月30日～ 2019年7月1日	97,599,343	531,969,294	2,761,848,526
第4計算期間	2019年7月2日～ 2020年6月29日	77,845,454	1,063,136,647	1,776,557,333
第5計算期間	2020年6月30日～ 2021年6月29日	196,563,609	194,977,065	1,778,143,877
第6計算期間 (中間期)	2021年6月30日～ 2021年12月29日	42,016,004	229,386,742	1,590,773,139

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(2021年6月30日から2021年12月29日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

中間財務諸表

【SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 5 期 (2021年 6 月29日現在)	第 6 期中間計算期間 (2021年12月29日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	355,694	719,729
コール・ローン	63,221,580	54,603,268
投資信託受益証券	1,811,609,827	1,610,642,651
流動資産合計	1,875,187,101	1,665,965,648
資産合計	1,875,187,101	1,665,965,648
負債の部		
流動負債		
未払解約金	52,576	1,958,921
未払受託者報酬	256,704	249,071
未払委託者報酬	2,053,579	1,992,482
未払利息	6	1
その他未払費用	1,799,820	1,799,820
流動負債合計	4,162,685	6,000,295
負債合計	4,162,685	6,000,295
純資産の部		
元本等		
元本	1,778,143,877	1,590,773,139
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	92,880,539	69,192,214
元本等合計	1,871,024,416	1,659,965,353
純資産合計	1,871,024,416	1,659,965,353
負債純資産合計	1,875,187,101	1,665,965,648

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５期中間計算期間 (自 2020年 6 月30日 至 2020年12月29日)	第６期中間計算期間 (自 2021年 6 月30日 至 2021年12月29日)
営業収益		
配当株式	12,407,215	11,914,821
受取利息	8	5
有価証券売買等損益	35,670,593	22,881,997
営業収益合計	48,077,816	10,967,171
営業費用		
支払利息	1,957	1,244
受託者報酬	255,877	249,071
委託者報酬	2,047,002	1,992,482
その他費用	2,035,880	1,799,820
営業費用合計	4,340,716	4,042,617
営業利益又は営業損失（ ）	43,737,100	15,009,788
経常利益又は経常損失（ ）	43,737,100	15,009,788
中間純利益又は当期純損失（ ）	43,737,100	15,009,788
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,505,890	1,108,278
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	74,110,346	92,880,539
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,608,046	2,204,621
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,608,046	2,204,621
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,185,944	11,991,436
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,185,944	11,991,436
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	116,763,658	69,192,214

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 5 期 (2021年 6 月29日現在)	第 6 期中間計算期間 (2021年12月29日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	1,778,143,877口	1,590,773,139口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る 場合におけるその差額	-円	-円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0522円 (10,522円)	1.0435円 (10,435円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2021年 6 月29日現在)	第 6 期中間計算期間 (2021年12月29日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項 目	第 5 期 (2021年 6 月29日現在)	第 6 期中間計算期間 (2021年12月29日現在)
期首元本額	1,776,557,333円	1,778,143,877円
期中追加設定元本額	196,563,609円	42,016,004円
期中一部解約元本額	194,977,065円	229,386,742円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額(2022年１月末日現在)

委託会社の資本金の額は金150百万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,000株です。

発行済株式の総数

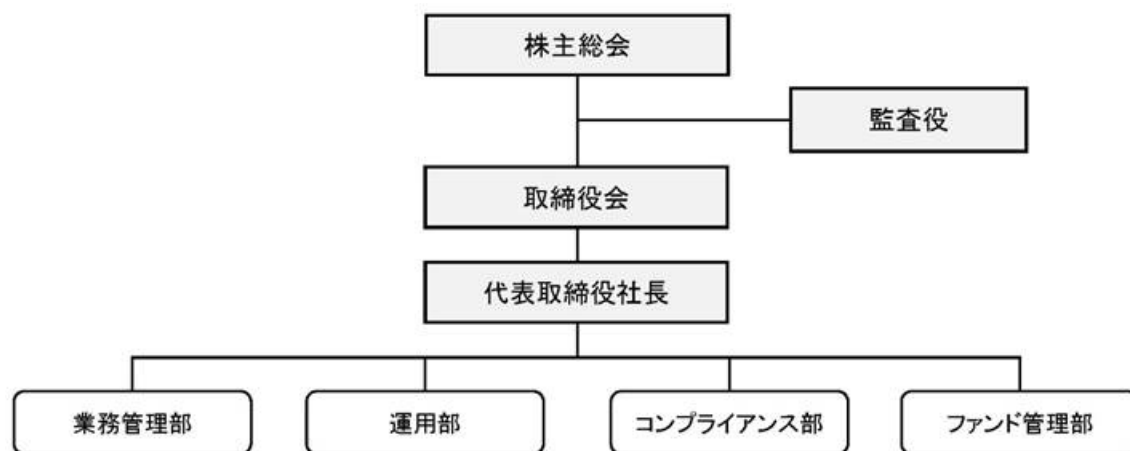
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は6,000株です。

最近５年間にける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

委託会社の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。

投資運用の意思決定機構

(運用基本方針の決定)

１．市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

２．投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

３．運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される「投資戦略会議」において、運用基本方針が決定されます。

(ポートフォリオの構築)

1. 運用計画書策定

「投資戦略会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

2. 運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

3. ポートフォリオの構築

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

4. 取引の執行

売買の執行は、投資判断を行う担当者(ファンドの主担当)と異なる担当者(同副担当者)によって行われます。

(運用内容の検証)

1. リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、「リスク管理委員会」で実施されます。

2. コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます(以下、運用コンプライアンス・モニタリング)。

運用コンプライアンス・モニタリングに関する項目は、「運用に関するコンプライアンス管理細則」によります。

運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、「コンプライアンス委員会」で報告されます。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2022年1月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年1月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	64	160,286
単位型株式投資信託	280	852,808

（３）【その他】

（１） 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２） 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表ならびに当事業年度に係る中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			374,168		694,448
前払費用			12,979		17,973
未収入金			2,058		1,174
未収委託者報酬			146,121		213,053
未収運用受託報酬			24,598		24,496
立替金			2,121		174
流動資産計			562,047		951,320
固定資産					
有形固定資産			4,227		2,662
建物	1	3,949		2,495	
器具備品	1	278		167	
無形固定資産			4,495		13,383
ソフトウェア		4,300		13,220	
商標権		194		163	
投資その他の資産			18,257		18,032
投資有価証券		97		109	
長期前払費用		6,178		2,609	
繰延税金資産		2,941		6,273	
差入保証金		9,040		9,040	
固定資産計			26,981		34,078
資産合計			589,029		985,399

(負債の部)					
流動負債					
未払金			46,700		77,049
未払手数料		32,471		50,571	
その他未払金		14,229		26,478	
未払消費税等			15,925		27,207
未払法人税等			45,193		107,361
未払費用			35,078		34,963
預り金			1,455		1,595
その他			19,949		39,578
流動負債計			164,302		287,757
固定負債					
資産除去債務			1,321		-
固定負債計			1,321		-
負債合計			165,624		287,757
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
資本剰余金			150,000		150,000
資本準備金		150,000		150,000	
利益剰余金			123,406		397,635
その他利益剰余金		123,406		397,635	
繰越利益剰余金		123,406		397,635	
株主資本計			423,406		697,635
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1		6
評価・換算差額等合計			1		6
純資産合計			423,404		697,641
負債・純資産合計			589,029		985,399

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自 平成31年4月 1日 至 令和 2年3月31日）		当事業年度 （自 令和 2年4月 1日 至 令和 3年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			616,780		913,541
運用受託報酬			82,813		89,835
営業収益計			699,593		1,003,376
営業費用					
支払手数料			118,849		212,582
広告宣伝費			11,407		11,000
委託調査費			97,643		81,785
協会費			2,139		2,540
委託計算費			146,239		170,862
支払報酬			-		2,500
営業費用計			376,279		481,271
一般管理費					
給与			59,524		62,995
役員報酬		25,000		25,850	
給与・手当		33,024		37,145	
賞与		1,500		-	
法定福利費			7,596		8,602
福利厚生費			870		1,456
退職給付費用			2,173		2,489
募集費			2,850		250
業務委託費			17,865		17,606
不動産賃料			8,116		8,116
修繕維持費			2,028		2,056
固定資産減価償却費			2,765		3,451
租税公課			4,994		10,325
什器備品費			498		162
支払報酬			5,165		6,579
諸経費			6,264		5,116
一般管理費計			120,714		129,207
営業利益			202,599		392,897
営業外収益					
受取利息			1		2
為替差益			-		129
雑収入			203		245
営業外収益計			204		377
営業外費用					
為替差損			212		-

その他			-		0
営業外費用計			212		0
経常利益			202,591		393,273
税引前当期純利益			202,591		393,273
法人税、住民税及び事業税			48,733		122,381
法人税等調整額			11,542		3,335
当期純利益			142,315		274,228

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 本 計 資 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	18,908	18,908	281,091
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				142,315	142,315	142,315
株主資本以外の項目の当期変動額 （ 純 額 ）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	142,315	142,315	142,315
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	0	0	281,092
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			142,315
株主資本以外の項目の当期変動額 （ 純 額 ）	2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	2	2	142,312
当 期 末 残 高	1	1	423,404

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の当期変動額 （ 純 額 ）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	274,228	274,228	274,228
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1	1	423,404
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			274,228
株主資本以外の項目の当期変動額 （ 純 額 ）	8	8	8
当 期 変 動 額 合 計	8	8	274,236
当 期 末 残 高	6	6	697,641

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
----	-------

器具備品	5年
------	----

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

商標権	10年
-----	-----

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当事業年度末における貸倒引当金の計上はございません。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、当事業年度末における賞与引当金の計上はございません。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 6,273千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和2年3月31日現在)		当事業年度 (令和3年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	380千円	建物	515千円
器具備品	521千円	器具備品	632千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)					当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	—	—	6,000	普通株式	6,000	—	—	6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)																																																																												
1．金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。	1．金融商品の状況に関する事項 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。																																																																												
2．金融商品の時価等に関する事項 <table><tr><th></th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>374,168</td><td>374,168</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託者報酬</td><td>146,121</td><td>146,121</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用受託報酬</td><td>24,598</td><td>24,598</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>544,888</td><td>544,888</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払手数料</td><td>32,471</td><td>32,471</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) その他未払金</td><td>14,229</td><td>14,229</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>46,700</td><td>46,700</td><td>—</td></tr></table> (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、(2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内 (千円)</th><th>1年超 (千円)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	374,168	374,168	—	(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121	—	(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598	—	資産計	544,888	544,888	—	(1) 未払手数料	32,471	32,471	—	(2) その他未払金	14,229	14,229	—	負債計	46,700	46,700	—		1年以内 (千円)	1年超 (千円)				2．金融商品の時価等に関する事項 <table><tr><th></th><th>貸借対照 表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金・預金</td><td>694,448</td><td>694,448</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収委託者報酬</td><td>213,053</td><td>213,053</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 未収運用受託報酬</td><td>24,496</td><td>24,496</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>931,998</td><td>931,998</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払手数料</td><td>50,571</td><td>50,571</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) その他未払金</td><td>26,478</td><td>26,478</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>77,049</td><td>77,049</td><td>—</td></tr></table> (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料、(2) その他未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内 (千円)</th><th>1年超 (千円)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金・預金	694,448	694,448	—	(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—	(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—	資産計	931,998	931,998	—	(1) 未払手数料	50,571	50,571	—	(2) その他未払金	26,478	26,478	—	負債計	77,049	77,049	—		1年以内 (千円)	1年超 (千円)			
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																																										
(1) 現金・預金	374,168	374,168	—																																																																										
(2) 未収委託者報酬	146,121	146,121	—																																																																										
(3) 未収運用受託報酬	24,598	24,598	—																																																																										
資産計	544,888	544,888	—																																																																										
(1) 未払手数料	32,471	32,471	—																																																																										
(2) その他未払金	14,229	14,229	—																																																																										
負債計	46,700	46,700	—																																																																										
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																																																																											
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																																																										
(1) 現金・預金	694,448	694,448	—																																																																										
(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—																																																																										
(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—																																																																										
資産計	931,998	931,998	—																																																																										
(1) 未払手数料	50,571	50,571	—																																																																										
(2) その他未払金	26,478	26,478	—																																																																										
負債計	77,049	77,049	—																																																																										
	1年以内 (千円)	1年超 (千円)																																																																											

(1) 現金・預金	374,168	—	(1) 現金・預金	694,448	—
(2) 未収委託者報酬	146,121	—	(2) 未収委託者報酬	213,053	—
(3) 未収運用受託報酬	24,598	—	(3) 未収運用受託報酬	24,496	—
資産計	544,888	—	資産計	931,998	—

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,173千円です。	1．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 2．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円です。

（税効果会計関係）

前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 - 未払事業税 2,448千円 その他 865千円 繰延税金資産合計 3,313千円 繰延税金負債 資産除去債務に対応する費用 372千円 繰延税金負債合計 372千円 繰延税金資産(負債)の純額 2,941千円 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 - 未払事業税 6,219千円 その他 57千円 繰延税金資産合計 6,276千円 繰延税金負債 資産除去債務に対応する費用 - 其他有価証券評価差額金 3千円 繰延税金負債合計 3千円 繰延税金資産(負債)の純額 6,273千円 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	当事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
1.セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2.関連情報 サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 3.主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	1.セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2.関連情報 サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 3.主要な顧客ごとの情報 特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	東京都港区	92,018	株式等の保有を通じた 企業グループの統括・ 運営等	(被所有) 間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等 の立替	60,866	その他 未払金	4,294
							—	—	差入保 証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	SBI生命 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	20,171	未収運用 受託報酬	5,679
	SBI損害保険 株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託 報酬 (注2)	7,596	未収運用 受託報酬	4,385

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

モーニングスター株式会社（東京証券取引所ジャスダック市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホールディングス 株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた 企業グループの統括・ 運営等	(被所有) 間接 90.0%	役員の兼務 本社建物の賃借 出向等	人件費等の立替 (注2)	67,546	その他未払金	4,662
							保証金の差入 (注2)	—	差入保証金	9,040

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI生命 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	—	投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	20,231	未収運用受託報酬	5,915
	SBI損害保険 株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	—	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報酬 (注2)	3,686	未収運用受託報酬	523

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件は第三者との取引価格を参考に協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
1株当たり純資産額	70,567円48銭	1株当たり純資産額	116,273円65銭
1株当たり純利益金額	23,719円21銭	1株当たり純利益金額	45,704円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	142,315千円	当期純利益	274,228千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株主に係る当期純利益	142,315千円	普通株主に係る当期純利益	274,228千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間

(令和3年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	798,639
前払費用	23,040
未収入金	1,154
未収委託者報酬	250,214
未収運用受託報酬	23,911
流動資産合計	1,096,960

固定資産

有形固定資産

建物	1	2,376
器具備品	1	118
有形固定資産合計		2,495

無形固定資産

ソフトウェア	18,270
商標権	147
無形固定資産合計	18,418

投資その他の資産

投資有価証券	111
長期前払費用	824
繰延税金資産	4,719
差入保証金	9,040
投資その他の資産合計	14,695

固定資産合計

35,608

資産合計

1,132,568

(単位：千円)

当中間会計期間

(令和3年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	92,622
未払手数料	62,087
その他未払金	30,535
未払消費税等	² 11,473
未払法人税等	71,830
未払費用	36,220
仮受金	67,618
流動負債合計	279,766

負債合計

279,766

純資産の部

株主資本

資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	552,794
---------	---------

利益剰余金合計

552,794

株主資本合計

852,794

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	8
--------------	---

評価・換算差額等合計

8

純資産合計

852,802

負債純資産合計

1,132,568

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	551,090
運用受託報酬	44,156
営業収益計	595,246
営業費用	
支払手数料	129,083
広告宣伝費	750
委託調査費	49,144
協会費	1,414
委託計算費	110,024
支払報酬	1,000
営業費用計	291,416
一般管理費	
給料	38,970
役員報酬	13,700
給料・手当	21,570
賞与	3,700
法定福利費	6,161
福利厚生費	805
退職給付費用	1,619
募集費	2,750
業務委託費	10,325
不動産賃料	4,058
修繕維持費	1,028
固定資産減価償却費	2,973
租税公課	5,622
支払報酬	3,135
諸経費	2,823
一般管理費計	80,272
営業利益	223,557
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	94
雑収入	193
営業外収益計	289
経常利益	223,847
税引前中間純利益	223,847
法人税、住民税及び事業税	67,133
法人税等調整額	1,553

法人税等合計	68,687
中間純利益	155,159

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635
当中間期変動額						
中間純利益				155,159	155,159	155,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	155,159	155,159	155,159
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000	552,794	552,794	852,794

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	6	6	697,641
当中間期変動額			
中間純利益			155,159
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1	1	1
当中間期変動額合計	1	1	155,160
当中間期末残高	8	8	852,802

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年3月31日以前に取得した有形固定資産については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

３．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬 投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（表示方法の変更）

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「仮受金」は、金額的重要性が増したため、当中間期間において独立掲記することとしております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
建物	634千円
器具備品	681千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

減価償却実施額

当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
有形固定資産	167千円
無形固定資産	2,805千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	6,000	—	—	6,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（令和3年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	111	111	—
資産計	111	111	—

(*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

投資信託（中間貸借対照表計上額 111千円）に関する事項については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和二年三月六日内閣府令第九号）に基づき、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. セグメント情報

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 （令和３年９月30日）
１株当たり純資産額	142,133円77銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	852,802
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（千円）	852,802
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数（株）	6,000

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 （自 令和３年４月１日 至 令和３年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	25,859円91銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	155,159
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	155,159
普通株式の期中平均株式数（株）	6,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月8日

SBI bonds・Investment Management Co., Ltd.
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

郷 右 近 隆 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月30日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

郷右近

隆也

印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年2月17日

SBI bonds・インベストメント・

マネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの2021年6月30日から2021年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの2021年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月30日から2021年12月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査

人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。